

税務署の申告会場は2月16日(金)から開設します!

申告会場の受付時間は午後4時までです

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は

3月15日(木) まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は

4月2日(月) まで

便利で確実な振替納税をご利用ください

【平成29年分の振替日】

【所得税及び復興特別所得税】

4月20日(金)

【消費税及び地方消費税】

4月25日(水)

確定申告 申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利!

◆画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。
なお、作成したデータは「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- ① 税務署に出向く必要なし!
- ② いつでも利用可能!
- ③ 自動で税額を計算!
- ④ プリントサービスにも対応!

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901
月～金 9:00～20:00

申告書作成から提出までの流れ

作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索

申告書を作成

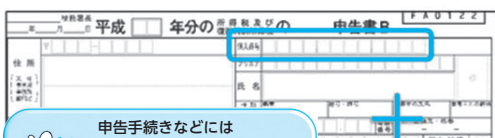
画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成

e-Tax 送信
※事前準備が必要です。

書面 提出

申告書には

マイナンバーの記載が必要です!



申告手続きなどには
マイナンバーの記載
+
本人確認書類の
提示または写しの添付
が必要です

マイナンバーカードで
e-Tax が利用できます。
自宅等からの
e-Tax
本人確認書類
送付は不要です。



マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178
月～金 (9:30～20:00)
土・日・祝 (9:30～17:30)

国税に関するマイナンバー情報

国税庁ホームページトップページ上段の

[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#)

申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。

※右記コードの URL は今後変更する場合があります。



医療費控除は
領収書が**提出不要**となりました

明細書を作成して
提出すれば OK!!

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“**医療費控除の明細書**”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです)。

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

年金所得者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

申告手続きなどにはマイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

詳しい情報は国税庁ホームページへ

国税庁

で

検索

※ 税務署へ来署される皆様へ

税務署の駐車場は駐車スペースが少なく、申告期間中は混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

《 問い合わせ先：益田税務署 ☎ 22-0444 》